

重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針
2. 事業経営法人
3. 事業者の内容等
4. サービスの内容
5. 利用料金
6. サービス利用に当たっての留意事項
7. 非常災害対策
8. 緊急時の対応
9. 事故発生時の対応
10. 守秘義務に関する対策等
11. 利用者の尊厳
12. 身体拘束の禁止
13. 虐待の防止
14. 職員の研修
15. 苦情相談窓口
16. 協力医療機関等
17. 損害賠償について

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な短期入所生活介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業経営法人

法人名 社会福祉法人 百鷗(はくおう)
設立年月日 平成2年2月28日
所在地 神奈川県三浦郡葉山町上山口 1669
代表者の氏名 理事長 吉田 仁
電話番号 046(878)8900
FAX 番号 046(878)8901

3. 事業者の内容等

事業所名 葉山清寿苑 短期入所生活サービスセンター(開設年月日:平3年6月1日)
事業所の種類 短期入所生活介護
指定番号 神奈川県 1471100071 号
指定年月日 平成12年7月1日
所在地 神奈川県三浦郡葉山町上山口 1669
管理者の氏名 施設長 守谷 勝
電話番号 046(878)8900
FAX 番号 046(878)8901

(1) 事業所の従業者体制

職種	従事するサービス種類、業種	人員
管理者(施設長)	業務の一元的な管理	常勤1名
医師	健康管理及び療養上の指導	1名以上
生活相談員	生活相談及び指導	常勤1名以上
介護職員	介護業務	常勤換算27名以上
看護職員	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	常勤換算3名以上
機能訓練指導員	身体機能の向上、健康維持のための指導	1名以上
栄養士(管理栄養士)	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等	1名以上

※ 上記職員配置には介護老人福祉施設業務を含みます

(2) 事業所の概要

① 定員(10人、介護予防短期入所生活介護も含む)

ただし、介護老人福祉施設における定員(80人)の合計(90人)

② 居室

入所される居室は原則として個室及び3人または4人部屋になります。

なお、特にご希望がある場合には、その旨をお申し出ください。(ただし、ご利用者の心身の状況や居室の空室状況によりご希望に添えない場合もあります。)

設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	12室	うち7室は短期入所生活介護専用室
3人部屋	2室	2階、3階に各1室配置
4人部屋	18室	2階に10室、3階に8室配置、うち3床は短期入所生活介護用
(合計)	(32室)	
食堂	4室	うち2室はデイルーム兼用
デイルーム	4室	うち2室は食堂兼用
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 歩行訓練用階段・歩行権連用平行棒・マット訓練台、バイク式エクササイズ機器、マイクロ波治療器、ホットパック、ゲーム各種
浴室	2室	機械浴室及び一般浴室
医務室	1室	

※ 上記は厚生労働省が定める基準により指定介護老人福祉施設に必置が義務付けられている設備です。

③ 居室の変更等

居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により検討させていただきます。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更させていただく場合もありますが、その際にはご利用者、ご家族と協議のうえ決定いたします。

※ 介護老人福祉施設入所者の看取り介護の実施時には多床室に居室を変更させていただく場合があります。

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

葉山町、逗子市、横須賀市(池上、秋谷、湘南国際村)

4. サービスの内容

(1) 基本サービス(介護保険給付の対象となるサービス、ただし食事に係る標準自己負担額を除きます。)

① 短期入所生活介護計画の立案

利用期間が4日以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえ、短期入所生活

介護計画を作成します。その内容を利用者及びその家族に説明し同意を得ます。

短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。

② 食事

原則、各利用階の食堂にておとりいただきます。なお、食事時間のご希望や居室での摂食のご希望につきましては別途ご相談承ります。

朝食： 8 時 00 分～9 時 00 分

昼食：12 時 00 分～13 時 00 分

夕食：17 時 45 分～18 時 45 分

③ 入浴

週に最低 2 回、状態に応じた入浴形態(機械浴・一般浴)にて入浴していただけます。ただし、身体の状態等に応じて清拭等の代替となる場合があります。

④ 介護

短期入所生活介護計画に沿った介護を行います。

- ・ 更衣、排泄、食事、入浴等の介護
- ・ 体位交換、シーツ交換、事業所内の移動の付き添い

⑤ 機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。

⑥ 生活相談

生活相談員をはじめ従業員が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

⑦ 健康管理

利用中の医療機関の受診は、基本的にご家族に対応いただきます。ただし、ご利用開始後必要に応じ、健康状態を維持するため、嘱託医へ外来し受診する場合がございます。

⑧ 送迎サービス

ご希望により、ご自宅との送迎を行います。ただし、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、別途利用料金を徴収いたします。

(2) 介護保険外サービス(介護保険の給付対象とならないサービス)

① 理美容サービス

原則として、実費負担となります。現在ボランティアによる理美容がありますが、ご入所者サービスの為日程等ご希望に添えない場合がございます。事前にお問い合わせください。

② 特別な食事の提供

通常のメニューの他に特別な食事をご用意しております。メニューは毎月変わりますので、詳しくは職員にお尋ねください。なお、ご利用の際は前日までにお申し出ください。

5. 利用料金(料金及びその詳細については別表の利用料金表になります。)

- (1) 基本料金(1日あたりの金額)
- (2) 加算料金等(1日あたりの金額)
- (3) その他の費用

①「居住費」及び「食費」

※介護負担限度額認定証の発行を受けている方は、記載されている居住費・食費の額とします。

②運営基準(厚生省令)で定められた「その他の費用」(全額、自己負担)

③通常のサービス提供の範囲を超える費用(全額、自己負担)

6. サービス利用にあたっての留意事項

- ① 利用者又その家族は、体調の変化があった際には事業所職員に一報ください。
- ② 利用者は、事業所内の機械及び器具を使用する際、必ず職員に声をかけてください。
- ③ 事業所内での金銭及び食べ物のやりとりはご遠慮ください。
- ④ 職員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、お受けできません。

7. 非常災害対策

事業所では、非常災害その他の緊急の事態に備え、必要な設備を整えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置について予め防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回以上ご利用者及び職員等の訓練をおこないます。

8. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関等必要な措置を講じます。なお、体調の変化等、緊急の場合は下記に定める緊急連絡先に連絡いたします。

〔掛かりつけの医療機関〕

医療機関名		担当医師 (氏名)	
所在地		電話番号	()

[緊急時連絡先]

①	氏名		続柄		電話番号	(1) _____ _____ () _____
	住所	〒				(2) _____ _____ () _____
②	氏名		続柄		電話番号	(1) _____ _____ () _____
	住所	〒				(2) _____ _____ () _____
③	氏名		続柄		電話番号	(1) _____ _____ () _____
	住所	〒				(2) _____ _____ () _____

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 守秘義務に関する対策等

事業所及び職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。なお、利用者またはその家族の個人情報の取扱いにつきましては、別途「同意書」をいただきます。

11. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、職員教育を行います。

12. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないこととします。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

13. 虐待の防止

入所者等の虐待の発生又はその再発を防止するために必要な措置を講じ、全職員を挙げて虐待の防止に取り組みます。

14. 職員の研修

職員に対し、研修計画に基づき、その資質の向上のための研修を行います。

15. 苦情相談窓口

サービスに関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出ください。

* サービス相談窓口(サービス提供責任者) : 守谷 勝

TEL 046(878)8900

FAX 046(878)8901

(受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分)

なお、以下の公的機関におきましても苦情申請等を受け付けております。

* 葉山町福祉課

TEL 046(876)1111

FAX 046(876)1717

(受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時00分)

* 逗子市高齢介護課

TEL 046(873)1111

FAX 046(873)4520

(受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時00分)

* 横須賀市介護保険課

TEL 046(822)8253

FAX 046(827)8845

(受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時00分)

* 鎌倉市高齢者いきいき課

TEL 0467(61)3947

FAX 0467(23)7505

(受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分)

* 神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課

TEL 045(329)3447

(受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分)

* 苦情処理第三者委員

氏名：萩原 幹子 TEL 046(875)9889 (葉山町社会福祉協議会会長)

氏名：黒田 哲也 TEL 046(823)1761 (社会福祉法人百鷗監事)

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

16. 協力医療機関等

事業所では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関	住所
横須賀共済病院	横須賀市米が浜通 1-16
青木病院	逗子市桜山 6-1336
葉山ハートセンター	三浦郡葉山町下山口 1898-1
横須賀市立市民病院	横須賀市長坂 1-3-2
飯田歯科医院	横須賀市大滝町 2-4-5 山本ビル 4F

17. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任によりご利用様に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが適当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

短期入所生活介護サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

令和 年 月 日

〔事業者〕

所在地 神奈川県三浦郡葉山町上山口 1669

施設名 葉山清寿苑 短期入所サービスセンター(指定番号:神奈川県 147110071 号)

管理者 守谷 勝

説明者 印(職種:)

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護サービスについて重要事項説明を受け、その内容に同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

令和 年 月 日

〔利用者〕

住所

氏名 印

〔利用者代理人(後見人を含む)〕

住所

氏名 印(続柄:)

〔連帯保証人〕

住所

氏名 印(続柄:)

葉山清寿苑 短期入所サービスセンター

【利用料金表】

《 料金表の見方 》

- ※ 介護サービス費は基本額、加算額ともに地域区分の10.55を乗じて、介護保険分の9割又は8割又は7割を引いた額の1割分又は2割分又は3割分を利用者負担額としている為、誤差が生じることがございます。
- ※ 葉山清寿苑短期入所サービスセンターでは加算額(1日)欄に関してはすべての利用者が対象となります。但し、施設の体制により随時加算が変更となる場合がある為、詳細は提供票及び請求書でご確認下さい。
- ※ その他の加算額(個別)につきましては対象の方に算定させて頂きます。

介護サービス費

(1)基本料金

令和6年8月1日

項目	金額と単位数				
	併設短期生活	個室		多床室	
		円	単位	円	単位
基本額 (1日)	要支援 1	¥4,758	451	¥4,758	451
	要支援 2	¥5,919	561	¥5,919	561
	要介護 1	¥6,362	603	¥6,362	603
	要介護 2	¥7,090	672	¥7,090	672
	要介護 3	¥7,860	745	¥7,860	745
	要介護 4	¥8,598	815	¥8,598	815
	要介護 5	¥9,326	884	¥9,326	884

(2)加算料金等

		円	単位	内容の説明
		○ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	¥232	22
	○ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	¥190	18	介護福祉士の占める割合が60%以上
	○ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	¥63	6	介護福祉士の占める割合が50%以上または常勤職員75%以上等
	○ 看護体制加算(Ⅰ)	¥42	4	常勤看護師を1名以上配置。
	○ 看護体制加算(Ⅱ)	¥84	8	入所者の数が二十五又はその端数を増すごとに一以上。
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)※要介護のみ	¥137	13	夜勤帯に看護・介護職員を基準数以上配置。
	○ 夜勤職員配置加算(Ⅲ)※要介護のみ	¥158	15	夜勤体制加算(Ⅰ)+看護職員又は特定行為登録者を1名以上配置
▲は準備中	○ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	基本額+加算額の総単位数×14%		介護職員等の処遇改善
	▲ 生産性向上推進体制加算Ⅰ/月	¥1,055	100	テクノロジーを複数導入、且つⅡより高度な安全対策を講じた業務改善を継続して行う
	▲ 生産性向上推進体制加算Ⅱ/月	¥106	10	テクノロジーを1つ以上導入、且つ安全対策を講じた業務改善を継続して行う
その他の 加算額	長期利用者の基本報酬適正化	△¥317	△30	連続して30日を超えて入所している場合減算を行う。
	緊急短期入所受入加算	¥950	90	計画にない緊急的な短期入所を行った場合7日(14日)を限度。
	送迎加算※片道	¥1,941	184	居室と事業所との間の送迎を利用した場合。
	医療連携強化加算/日	¥612	58	特別な医療処置を要し看護職員による定期的な巡視を行う
	認知症ケア専門加算(Ⅰ)/日	¥32	3	定められた認知症専門研修終了者と定期的なチーム会議
	認知症ケア専門加算(Ⅱ)/日	¥42	4	上記に加え指導者研修終了者+研修計画の作成と実施
	看取り連携体制加算/日(7日限度)	¥675	64	24時間体制で病院、看護師等と連携(死亡日及び死亡日以前30日以下)
	口腔連携強化加算	¥528	50	協力歯科医の相談体制を整え、介護職員による口腔評価の情報提供を行う
※条件に該当する方のみ加算されます				
※現時点で加算が算定できる体制にあるもの及び準備中の加算を掲載				

□その他の費用

(1)「食費」及び「居住費」(1日当たりの金額、全額自己負担)

負担限度額認定			居住費(円)		食費(円)/日※
詳細は各市区町村介護保険課までお問い合わせ下さい。			多床室	個室	
第1段階	全世帯員が 市民税 非課税	老齢福祉年金受給者または生活保護受給者	0	380	300
第2段階		課税年金収入+合計所得金額が80万円以下	430	480	600
第3段階①		課税年金収入+合計所得金額が80万円超120万円以下	430	880	1,000
第3段階②		課税年金収入+合計所得金額が120万円超	430	880	1,300
第4段階	上記以外の方		1,220	1,800	1,650

※第1～3段階の食費について、食数に係らず自己負担上限は上記表の通りとなります(下回る場合はその分のみ)。
 ※第4段階の食費は、朝食400円、昼食700円、おやつ50円、夕食500円となります。

(2) 運営基準で定められた「その他の費用」(全額自己負担)

サービス内容	利用料金	内容の説明
送迎費用(1回)	事業所より利用者宅まで往復(5km以内1,400円、10km以内2,800円、これ以上の場合は、1kmごとに280円加算、ただし高速代は別とする。)	利用者の希望による実施地域以外からの送迎
日用品費	かかる費用の実費	利用者の希望で施設が提供した場合(持参の場合は無料)
教養娯楽費(外出行事)	1,000円(1行事につき)	利用者の選択による外出行事(菖蒲園、みかん狩り外出等)
(クラブ活動参加費)	材料実費代	(利用者の選択によるクラブ活動)
理美容代	かかる費用の実費	利用者の希望による
特別な食事	かかる費用の実費	利用者の希望による食事を提供した場合

(3) 通常のサービス提供の範囲を超える費用(全額自己負担)

項目	金額	内容の説明
電気代(日額)	持ち込みの電気製品 1製品当たり30円	利用者の希望で居室内に設置した場合
通院介助	交通費実費(公共交通機関及びタクシー使用等) 施設車両使用の場合は、往復5Km以内1,400円、10Km以内2,800円(これ以上の場合は1Kmごとに280円加算、ただし高速代は別とする) 片道利用の場合も施設発着の実際の走行距離で算定させていただきます。	利用者の希望する病院への通院(受診)
外出介助(送迎含む)	通院介助に同じ	利用者の希望する外出介助

介護サービス費の自己負担額の概算式 (例)

介護度	要介護5	部屋の種別	個室(単位)	負担限度額の段階	第4段階
		単位	1日	1日に当たり(単位)	
基本額	884	×	1	=	884
サービス提供体制強化加算(I)	22	×	1	=	22
夜勤職員配置加算(I) ※要介護のみ	13	×	1	=	13
夜勤職員配置加算(III) ※要介護のみ	15	×	1	=	15
送迎加算 ※片道	184	×	1	=	184
看護体制加算(I) ※要介護のみ	4	×	1	=	4
看護体制加算(II) ※要介護のみ	8	×	1	=	8
※要介護のみ					
介護職員等処遇改善加算(I)	1130	×	0.14	=	158 → 介護サービス費の合計単位 (処遇改善加算の乗率)
合計単位数					1288
	1,288	×	10.55	×	0.1 = ￥ 1,359
				0.2 = ￥ 2,718	
				0.3 = ￥ 4,077	
				(地域加算区分) (自己負担割合)	(自己負担金)

自己負担金は保険負担分を引いた1割または2割、3割負担となるため上記計算と誤差が生じる場合があります。ご利用料金はこの介護サービス費に上記室料と食費の日数分の合計になります。居住費と食費は負担限度額により変わります。その他の費用(1)をご参照ください。

※利用者が、利用開始日に利用の中止を申し出た場合は、食事の提供に要する費用をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

「社会福祉法人 百鷗」が行っているサービス

1.事業所所在地

法人	(平成2年2月28日設立)	三浦郡葉山町上山口1669
特養	葉山清寿苑 (平成3年3月29日開所)	三浦郡葉山町上山口1669
特養	逗子清寿苑 (平成13年4月1日開所)	逗子市久木8-1290-1
グループホーム	葉山の里(平成15年12月1日開所)	三浦郡葉山町長柄253-1

2.経営事業

〔葉山清寿苑〕

介護老人福祉施設事業	80床
短期入所生活介護事業(予防含む)	10床
通所介護事業(予防含む)	定員25名
葉山町地域包括支援センター(葉山町受託事業)	
葉山町電話相談事業(葉山町受託事業)	

〔逗子清寿苑〕

介護老人福祉施設事業	98床
短期入所生活介護事業(予防含む)	12床
通所介護事業(予防含む)	定員50名
居宅介護支援事業	

〔葉山の里：グループホーム〕

認知症対応型共同生活介護事業(予防含む)	定員18名
----------------------	-------